

## 答 申

### 第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成20年10月20日に、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「〇〇〇〇〇〇（岡山県知事許可 〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇）及び〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇、代表取締役 〇〇〇〇）の①建設業許可申請書一式（添付書類を含む。）、②平成17、18及び19年度経営規模等評価申請書一式（添付書類を含む。）及び②における入札参加資格審査申請書（年度については、平成20、21年度のものも含み請求全て）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇（許可番号33-〇〇〇〇〇）及び〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇（許可番号33-〇〇〇〇〇〇） 以上2社に関する下記の公文書のうち存在するもの

- ・建設業許可申請書一式
- ・平成17、18、19年度経営規模等評価申請書一式（添付書類も含む）（以下「文書①」という。）
- ・文書①における岡山県建設工事入札参加資格審査申請書一式（平成18、19、20・21年度入札参加資格審査申請対応）（以下「文書②」という。）

を特定した上で、文書①及び文書②の下記の部分が条例第7条第2号又は第3号に該当することを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月29日付けで異議申立人に通知した。

#### (1) 文書①のうち

- (ア) 経営規模等評価申請書別紙二の技術職員名簿のうち役員を除く者の氏名、生年月日及び資格者証交付番号
- (イ) 工事経歴書のうち注文者及び工事名欄中個人によるもの及び配置技術者氏名欄中役員を除く者の氏名

#### (2) 文書②のうち

- (ウ) 申請書の工事経歴書のうち発注者欄中個人によるもの
- (エ) 納税証明書（県税）のうち証明事項
- (オ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項
- (カ) 身分証明書のうち記載事項すべて

- (キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち①～⑦欄
- (ク) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号
- (ケ) 技術研修、技能講習安全講習受講者一覧表のうち役員を除く者の氏名
- (コ) 就業規則のうち役員を除く者の氏名

3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年12月17日に、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年12月26日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件開示請求に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を破棄して全部開示決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

社会正義実現と社会秩序の維持と公共の福祉向上のため、公益上の理由による開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

#### 1 文書の一部開示について

##### (1) 個人情報（条例第7条第2号該当）

##### ア 文書①のうち

(ア) 経営規模等評価申請書別紙二の技術職員名簿のうち役員を除く者の氏名、生年月日及び資格者証交付番号

(イ) 工事経歴書のうち注文者及び工事名欄中個人によるもの及び配置技術者氏名欄中役員を除く者の氏名

##### イ 文書②のうち

(ウ) 申請書の工事経歴書のうち発注者欄中個人によるもの

(カ) 身分証明書のうち記載事項すべて

(ケ) 技術研修、技能講習安全講習受講者一覧表のうち役員を除く者の氏名

(コ) 就業規則のうち役員を除く者の氏名

これらは個人に関する情報であるので、個人のプライバシー保護のため、非開示としたものである。

なお、役員の氏名については、建設業法において許可申請書を閲覧に供することにより公にすることが予定されていることから、開示としたものである。

(2) 事業活動情報（条例第7条第3号該当）

ア 文書②のうち

(エ) 納税証明書（県税）のうち証明事項

(オ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項

(キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち①～⑦欄

(ク) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号

これらは会社の営業、労務管理に関する情報であり会社規模の判断材料や経営の状況を推測させるものであるので、公にすることにより、競争する他企業にとって有利な情報となることから、競争上の不利益を生じると判断し非開示とした。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、社会正義実現、社会秩序の維持、公共の福祉向上のため、全部開示を求めているが、非開示情報は個人情報や公共機関等が証明した会社固有の情報等であり、非開示により保護される利益に優越する公益上の理由があるとは認められない。

## 第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立ての対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、文書①及び文書②である。

2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

(1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、同号ただし書きにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしている。何人も知り得る状態に置かれている情報については、個人の権利利益の保護の観点からは非開示とする必要がないためである。

また、条例第3条第1項において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行う者の競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

3 非開示条項該当性等の具体的検討について

上記で示した非開示条項及び裁量的開示の規定の適用に関して、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

(1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書である文書①において個人情報として非開示とされているのは、(ア) 経営規模等評価申請書別紙二の技術職員名簿のうち役員を除く者の氏名、生年月日及び資格者証交付番号並びに (イ) 工事経歴書のうち注文者及び工事名欄中個人の氏名及び配置技術者氏名欄中役員を除く者の氏名である。

また、文書②において個人情報として非開示とされているのは、(ウ) 入札参加資格審査申請書の工事経歴書のうち発注者の個人の氏名、(カ) 身分証明書のうち記載事項すべて、(ケ) 技術研修・技能講習・安全講習受講者一覧表のうち役員を除く者の氏名、及び(コ) 就業規則のうち役員を除く者の氏名（印影を含む。）である。

これらは、いずれも条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものであることは明白である。

また、以上の非開示とされている情報は、いずれも法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性について

本件対象公文書である文書②において事業活動情報として非開示とされているのは、(エ) 納税証明書（県税）のうち証明事項、(オ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項、(キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち①共済契約成立年月日、②共済契約者番号、③直前決算日における被共済者数、④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数、⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額、⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額及び⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額並びに(ク) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号である。

実施機関は、これらは会社の営業、労務管理に関する情報であり会社の規模の判断材料や経営の状況を推測させるものであるので、公にすることにより、競争する他企業にとって有利な情報になることから、競争上の不利益を生じると判断し非開示としたと説明する。

(エ) 納税証明書（県税）のうち証明事項及び(オ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項は、当該法人の財務経理に関するものであり、(キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち①共済契約成立年月日、③直前決算日における被共済者数、④直前決算日における直近1か年間の手帳更新数、⑤直前決算日における直近1か年間の証紙購入額、⑥直前決算日における直近1か年間の元請から現物で交付を受けた証紙の金額及び⑦直前決算日における直近1か年間の下請へ現物で交付をした証紙の金額は、当該法人の労務管理に関するものである。そして、これらはいずれも内部管理に属する情報であり、その性質上、経営の状況及び労務管理への取り組みを推測させる情報を含むものであるから、公にすることにより、当該法人の事業運営に不利益を与えるものと認められる。

また、(キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち②共済契約者番号及び(ク) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号は、当該法人にとって固有の番号であることから、第三者がそれらの番号と建設業退職金共済事務局及び労働基準監督署等が保有する情報とを照合することにより、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を不当に知り得るおそれがある。したがって、

(キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち②共済契約者番号及び(ク) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号は、公にすることにより、当該法人の事業運営に不利益を与えるものと認められる。

よって、本件対象公文書である文書②における(エ) 納税証明書（県税）のうち証明事項、(オ) 納税証明書（消費税）のうち証明事項、(キ) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書のうち①～⑦欄及び(ク) 労働者災害補償保険加入証明書のうち保険番号については、条例第7条第3号の非開示情報に該当すると認められる。

#### (3) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

異議申立人は、条例第9条の適用による開示を求めているものの、同条が適用されるべき公益上の理由についての具体的な主張はなされておらず、上記（1）及び

（2）において非開示とされている情報を保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、条例第9条を適用する必要性は認められない。

#### 4 結論

以上により、実施機関が公文書一部開示決定をした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

### 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年12月26日	実施機関から諮問を受けた。
平成21年1月27日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年3月26日	異議申立人から意見書が提出された。
平成22年11月24日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成22年12月15日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成23年2月14日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成23年3月17日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成23年4月20日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成23年5月18日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
井 田 千津子	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部教授	
森 義 郎	元岡山県農業信用基金協会 専務理事	